

役員報酬等規程

平成 11 年 5 月 31 日制定 規程第 1 号

平成 16 年 5 月 21 日一部改正

平成 24 年 3 月 22 日一部改正

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本免震構造協会（以下「本協会」という。）定款第 17 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項に規定する常勤役員の報酬の支給及び費用弁償による支弁について必要な事項は、理事会の決議を経て定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 この規程による役員報酬とは、本協会が役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいい、年俸とする。

2 常勤役員の報酬は、本会の資産及び収支の状況を勘案し、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条に規定する指定職俸給表が適用される職員が受ける年間給与に準じ、理事会の決議を経て会長が別に定める。

3 前 2 項の規定により支給年額を定め収支予算書に計上する。

(報酬月額)

第 3 条 報酬は、年俸の 12 分の 1 を報酬月額として毎月支給する。

(通勤に要する費用)

第 4 条 常勤役員の通勤に要する費用は、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(役員報酬の支払と控除)

第 5 条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人からの申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(役員費用弁償)

第 6 条 定款第 17 条第 2 項に規定する役員への費用の弁償は、会長がその必要性を認め、当該役員が本協会のため執った措置により出損を伴った場合、当該役員の請求に従って費用の支弁をすることとする。

(端数処理)

第 7 条 報酬月額等の算定において生じた 100 円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(細則)

第 8 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 24 年 3 月 22 日から施行する。